

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成17年亀山市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) ~ (8) 略]</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>ウ 生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する<u>生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業</u>の実施に関すること。</p> <p>[(10) 略]</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) ~ (8) 略]</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事務</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>ウ 生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する生活困窮者家計改善支援事業の実施に関すること。</p> <p>[(10) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。